

**質問回答書**  
**名称 北部環境事業所余剰電力地産地消事業**

項番	該当箇所	質問内容	回答
1	北部環境事業所余剰電力地産地消事業入札書（様式3）	入札書への金や¥マークの記入は必要か。且つ、第〇回の記載は必要か。	金額欄の最上位の桁の前枠に¥マークを記入してください。なお、第〇回の記入は不要です。
2	その他	入札書（様式3）と内訳書（様式4-1と4-2）は同封して良いか。尚、同封の場合は、留め方や箇所、割り印等の指定はあるか。	同封してください。また、指定はありません。
3	その他	外封筒に直接、入札書（様式3）と内訳書（様式4-1と4-2）を入れて良いか（内封筒の用意は必要か）。尚、封筒への割り印は必要か。	特段指定はありません（直接入れて構いませんし、割り印も必要ではありません）。
4	その他	入札書（様式3）には「代表者名の横に押印1部」、内訳書（様式4-1と4-2）には「押印不要」の認識で良いか。	お見込みの通りです。
5	北部環境事業所余剰電力地産地消事業入札書（様式3）	入札書に記載する日付は作成日で良いか。	入札書の提出日である、2026年2月13日で記載してください。
6	公共施設（87施設）で使用する電力の供給仕様書 2 仕様(6)イ(イ)	燃料費調整額だが、最新年度の電気需給約款【高圧】に定めるベーシックプランとのことだが、供給日時点（26年4月1日）での最新約款で間違いないか。且つ、特高施設においても当約款のベーシックプランで間違いないか。6に付随し、万一供給期間中に約款が改変された場合、約款及びプランの更新は必要か。	間違いありません（ご認識の通りです。）なお、約款変更など、当初契約時から状況が変化した場合は、契約書（案）第24条（疑義の決定）に基づき双方で協議します。
7	その他	電気をまったく使用しない月の基本料金は、半額算定としても良いか。半額算定の計算式は、〈計算式〉基本料金（未使用月）＝契約電力（kW）×基本料金（円）×0.5となる。	未使用月の割引率は各企業の約款に委ねます。ただし、入札額内訳書（様式4-2）につきましては、統一の条件設定において総額を比較する必要があるため、割引率を適用せずに記入してください。
8	その他	燃料調整費について、東電EPベーシックプランを適用する際には、弊社では地域電力会社の「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は別れず合計値で請求書に「燃料費調整額」と表記される形となる。	了解しました。
9	その他	燃料費調整額はベーシックプランの場合、弊社の算出方法は「燃料費調整単価」+「市場価格調整単価（検針日が毎月2日から月末までのいずれかの場合）」となるが了承いただけるか。	了解しました。
10	その他	計量日が1日出ない場合、年度末（～3/31）の請求書発行は通常通り5月初旬となる。了承いただけるか。	了解しました。
11	その他	計量日が1日でない場合（分散検針）、年度末で3月31日と4月1日と請求書を分けることができない。4月請求分として、5月上旬に発行される。了承いただきたくお願いしたい。	了解しました。
12	その他	本契約の締結後、契約書に記載がない事柄（託送費の改定）で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけるか。	当初契約時から状況が変化した場合は、契約書（案）第24条（疑義の決定）に基づき双方で協議します。
13	その他	本契約締結後、天災事変その他不測の事態に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至った場合は、その事情に応じ、契約単価・納入期限・その他契約内容、供給会社等の変更について協議に応じていただけるか。且つ、託送業者の要因による停電等の事態は電力供給事業の範囲外となるので、了承いただきたい。	当初契約時から状況が変化した場合は、契約書（案）第24条（疑義の決定）に基づき双方で協議します。 なお、本事業の契約書、仕様書等に定める業務の範囲外の業務については契約対象となりません。

14	その他	弊社では必要な非化石証書を一括して調達していることから、原則、発行先のお客さま名を明記した非化石証書を発行することができない。供給地点における再生可能エネルギー電力（使用電力量の100%）を含む弊社全体の購入量が記載された非化石証書を、証書の写しとして提出して良いか。	構いません。
15	その他	東電EPベーシックプランの燃料費等調整単価を適用の場合、当社では、弊社のシステムの仕様上、請求書（料金計算書）には燃料費等調整費単価の時間帯別表記はなく、請求金額のみの表記となる。 燃料費等調整金額の確認は、東電エナジーパートナーの公表の燃料費等調整費単価をWeb上にて確認いただき時間帯別の使用量については弊社マイページより30分値データをダウンロードし確認いただく方法となる。了承いただけますか。	了解しました。
16	その他	<協議制の契約超過金に関して> 常用、予備電ともに契約容量が500kWを超える施設は協議制となる。尚、契約容量を超過した際には下記弊社の約款に基づき、契約超過金をお支払いいただくが良いか。 (約款規定) 契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。	了解しました。
17	その他	<契約電力の変更> 契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はあるか。予定のある際は下記確認をお願いしたい。尚、併せて、契約開始後の契約電力変更に関しては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となるため、相当の期間と変更となる根拠資料の提出に協力をいただく。了承のほどお願いしたい。 (1)500kW未満の実量制契約の場合 直近請求書の契約電力を引き継ぐ。 (2)500kW以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合 ⇒契約開始後の契約電力変更に関しては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までに時間をいただく。 (3)500kW以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合 ⇒契約開始後の契約電力変更に関しては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去12か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間をいただく。管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となる。	現時点で変更希望及び予定はありません。また、必要事項の協力要請については了解しました。
18	その他	特定電源割当証明書の発行については、年に1回、且つ供給期間の次年度8月頃の提出となる。3カ月ごと、6カ月ごとの提出は不可となるが、了承いただけますか。 ※2026年4月～2027年3月の供給分については、2027年8月の発行	了解しました。
19	その他	契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを要すること、了承いただけますか。	了解しました。
20	その他	予備電力及び自家発補給電力における電気料金の算定方法は電力会社の定める約款に基づくという認識で良いか。	お見込みの通りです。
21	その他	契約保証金の免除はなしという認識で良いか。	北部環境事業所余剰電力売却に関する契約につきましては、第3条において契約保証金を規定しているため、免除はありません。なお、公共施設（87施設）で使用する電力の供給に関する契約につきましては、条項を規定しておらず、契約保証金は想定していません。

22	入札額内訳書（供給）（様式4-2）	様式4-2について、金額欄は小数点第2位までとのこと。内訳書G列それぞれの金額について、第3位以下は切り捨ての端数処理を行うということ。	小数点第3位以下は四捨五入により算出してください。なお、様式4-2の計算用シートを参照してください。
23	北部環境事業所余剰電力地産地消事業入札書（様式3）	入札額は税込みとのこと。ひいては、様式4-1の金額合計と4-2の小計総計（いずれも小数点以下切り捨て）から足し引きした値で間違いないか。	様式4-1合計欄の金額から様式4-2⑨総計欄の金額を差し引いた金額を記入してください。
24	公共施設（87施設）で使用する電力の供給仕様書 3 供給電気の要件等	再エネ指定なしの非化石証書は可能か。	CO2排出係数が0であれば構いません。